

石川 IC 周辺交流拠点化推進業務 仕様書（案）

第 1 章 総 則

第 1 条 適用範囲

本仕様書は、「石川 IC 周辺交流拠点化推進業務」（以下「本業務」とする）に適用する。

第 2 条 関係条例等の遵守

本業務は、本仕様書の定めるもののほか、下記の関連条例等を遵守のうえ実施するものとする。

- (1) うるま市土木設計業務等委託契約約款
- (2) 本市の諸条例、規則等
- (3) その他関係する法律、政令、省令、通達等

第 3 条 関係書類の提出

受注者は、契約締結後、発注者が指定する期限内において、下記の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

- ①着手届 ②工程表 ③管理技術者等通知書 ④経歴書 ⑤業務計画書 ⑥業務完了届
- ⑦業務成果物引渡書 ⑧その他、協議により指示のあった事項

第 4 条 技術者要件

- 1. 本業務は公民連携手法や都市計画などのまちづくりに関する各種制度等の豊富な知識を要し、また発注者との綿密な協議・調整が必要となることから、主たる担当技術者は民間活力導入可能性調査等の経験を有する者を配置しなければならない。
- 2. 主たる担当技術者等は原則沖縄県内に常駐している者を配置することとするが、打合せ協議や発注者の申し出による急を要する協議、関係機関との調整や資料の提出等、本業務に支障をきたすことがないよう、速やかに応じることができればその限りではない。なお、県外から技術者等を配置する場合の旅費交通費はすべて受注者の負担とする。

第 5 条 打合せ及び作業状況の報告

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者と十分な打ち合わせを行い、作業工程に従って適切な業務の遂行に努めなければならない。また、発注者が作業状況の報告を求めたときは直ちに報告を行うものとする。

本仕様書に記載していない事項であっても、作業上必要と認められるものについては、発注者と協議し履行するものとする。

第 6 条 損害賠償

受注者は、業務遂行中に生じた事故及び第三者に与えた損害等に対して、一切の責任を負い、これに係る費用のすべてを負担する。この場合、内容・状況等を発注者へ報告し、指示に従うものとする。

第 7 条 体制の確保

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者が指定する打合せ及び緊急を要する事項等に対して、迅速に対応できる体制を確保しなければならない。

第8条 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合、または、定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者との協議の上、発注者の指示に従うものとする。また、協議結果を記録整備しておくものとする。

第9条 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。また、業務期間中及び業務完了後において地域住民に対し、誤解や疑義を招くような言動をしてはならない。

第10条 資料の貸与

発注者は、本業務を実施するために必要な図書等を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された図書等を業務完了後、速やかに返却しなければならない。なお、貸与された図書等に破損、紛失等があった場合は、受注者がその責務を負うものとする。

第11条 検査

受注者は、本業務完了後、成果品及び関係資料を提出し、管理技術者立会いの上、完了検査を受け、発注者から修正の指示を受けた場合は、速やかに修正をしなければならない。

第12条 成果品の帰属

成果品等はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずに他の公表、貸与又は使用してはならない。

第13条 著作権等の取り扱い

本業務に使用する第三者が権利を有する著作物については特に留意し、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きは受注者の責において行うものとする。

第14条 瑕疵

受注者は本業務完了後といえども、受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正等を受注者の負担において行うものとする。

第15条 補則

本仕様書に定めのない事項や本業務を進めるにあたっては、受注者は発注者と十分調整を図りながら行うものとする。

業務内容変更により、契約金額に変更が生じる場合は、発注者と受注者との協議の上、契約変更を行うものとする。

第2章 業務内容

第16条 業務名

石川 IC 周辺交流拠点化推進業務

第17条 目的

令和7年3月に策定した『石川 IC 周辺交流拠点形成基本計画』（以下、「R6 年度計画」という。）では、「プロジェクト①石川 IC 周辺の交流拠点形成」（以下、「プロジェクト①」という。）における、交流拠点（地域振興施設）や交通結節拠点としての基本方針、公民連携手法の方向性等を整理した。

本業務は、R6 年度計画において整理・検討した内容を踏まえ、石川 IC 周辺の立地（地理的優位性）を活かした各エリアの必要機能の抽出や役割の設定等を通じて、事業の合理性及び公益性の明確化を図り、事業認定に向けた必要条件等を整理するものである。

※プロジェクトの概要は、R6 年度計画を参照。

第18条 履行期間

契約日の翌日～令和8年3月25日まで

※ただし、業務の進捗状況により履行期間を延長する可能性がある。

第19条 見積要領

本業務の参考見積は、別紙「業務内訳書」に沿って下記のとおり作成するものとする。

- ① 令和7年度設計業務委託等技術者単価にて作成すること
- ② 工種毎に「職種名」「人工数」「数量」「単価」を明記した直接人件費の内訳書
- ③ 成果品毎にかかる直接経費の内訳書
- ④ 設計に使用する価格は原則として消費税抜きとし、業務価格は税抜き表示とする。
- ⑤ 県外から技術者等を配置する場合の旅費交通費はすべて受注者の負担とする。
- ⑥ 予算規模は**19,954,000円**（消費税込み）を上限とする。

第20条 業務内容

石川IC周辺交流拠点形成に向けた各調査・検討及び基本条件の整理を行う。

また、過年度資料等を踏まえ、対象施設の整備方針や業務遂行に必要な事項を整理する。

（1）交通結節点構築に向けた与条件整理

- ① 関係機関ヒアリング（高速バス、レンタカー、その他モビリティ事業者、国、県、OIST等）

交流拠点における交通結節点構築に向けて、関係機関へヒアリング調査を行ない、その調査結果をとりまとめ、交通結節点としての役割や整備目的（コンセプト）を設定し、将来的な社会情勢（※1）の変化による影響を見越した事業展開の方向性（※2）について、体系的に整理し、具体的な方策を検討する。

（本市が次年度策定を予定している「地域公共交通計画」への反映を想定している）

※1：主に県内における観光動向、小禄道路（那覇空港移動車道）開通、北部テーマパーク開業、その他県内の交通結節点の計画や整備動向等

※2：交通結節拠点としての事業展開を「特定テーマ①」として、自由提案を想定。

② 公民連携事業の適合性整理

過年度までの調査資料や計画等を踏まえ、事業対象地における公民の役割（事業範囲等）を整理し、公民連携事業手法等の深度化を図る。

(2) 事業の基本事項の整理

① 事業の必要性の整理

上位計画や過年度検討事項を踏まえ、地域振興施設（仮称）や交通結節点における収用適格事業（土地収用法第3条）としての合理性及び公益性（法第20条第3号及び4号）を明確化し、事業効果等（定性的評価、定量的評価）を整理する。

② 必要機能の決定

与条件および過年度検討結果を踏まえ、具体的な導入機能決定に向けた調査・分析を行い、石川IC周辺交流拠点として必要な機能を抽出する。

③ 機能規模の検討

抽出した必要機能について、事例等をもとに、概ねの規模想定を整理し、概算事業費を算出する。

④ 機能配置の検討

抽出した必要機能同士の関係性及び規模をもとに、コンセプトに即した機能配置を検討する。その際、県道73号（石川仲泊線）を挟んだ特異性のある事業対象地において、横断方法等も含む事業エリアとしての一体性を創出する方策（※3）も併せて整理する。

※3：本事業エリア（南北）の一体性確保並びに導線確保について、具体的な考え方や検討プロセス及び実現化に向けた方策を「特定テーマ②」として、自由提案を想定。

⑤ 事業認定に係る現地情報の整理

事業認定の申請に向け、関係法令、土地面積の整理、土地収用法第4条地に規定する土地に関する調査作成に必要な情報（所在地、土地の種類、面積、管理者）、および関連する資料を収集・整理する。

(3) 事業認定申請資料（案）作成

① 事業認定申請書（案）（事前相談資料）の作成

収集・整理した資料や必要性をもとに、事業認定の申請に必要な調書等の作成を行う。

② 図面作成

事業認定申請書に添付する図面のうち、収集した資料および検討中の情報から作成可能なものを作成する（起業地位置図、土地収用法第4条に規定する土地の位置、法令制限地、建物の配置、立面図、イメージパース 等）

③ 事業計画書作成支援（北エリア駐車場を含む）

※ ① ② ③は昨年度末時点版の事業計画書をたたき台とし、添削を行うこと

(4) 追加ICの検討

① 追加ICの必要性の整理

現状の交通状況や石川IC周辺の状況、将来的な社会情勢（※1）の変化による影響等を踏まえ、石川ICから沖縄北IC間における追加ICの必要性の骨子を整理する。

② 設置場所の選定（3箇所程度）

石川ICから沖縄北IC間において、法令上の制約、周辺地域からの利便性やアクセス、構造的

な実現性、周辺環境との調和等を考慮した追加IC（※4）の配置を検討する

※4：追加ICについては、「うるま市産業集積促進基本構想【概要版】（R 7.3月）」（主に13～14P）で整理した将来展開を見据え、スマートIC（民間施設直結スマートIC含む）を想定しており、構造については選定された設置可能箇所の地形特性や交通流動を踏まえ、選定していく。

（5）検討委員会等の開催支援

検討委員会等の開催支援（会議に必要な資料の作成・印刷、要所での説明、会議録作成等）を行うこと。

※会議の開催に必要な取りまとめ（通知や場所の確保等）や事前説明等に係る準備は事務局（プロジェクト推進2課）と共に行う。各会議で用いる資料等は、可能な限り会議開催日の2日～3日前に事務局に共有していることが望ましい。

※市民説明会（地権者説明会等）や庁内幹事会を実施する場合の支援内容も同様とする。

検討委員会・幹事会は各2回程度を予定する。

※委員会の外部委員（有識者、市民代表等）への謝礼金は受注者にて行う。

（6）成果品

成果品の内容は下記のとおりとし、提出場所はうるま市プロジェクト推進2課とする。

- ① 業務報告書（設計概要書含む）……2部
- ② 事業認定関係書類一式……………3部
- ③ 電子データ
- ④ その他発注者の指示するもの

第21条 その他留意事項

（1）成果品及び各種説明資料について

適宜カラー印刷を用い、「分かりやすさ」「きめ細やかさ」「進行管理への配慮」を重視して編集を行い、概念図、各種説明用図面、必要に応じてパース等の作成も行い、見やすい資料の作成に努めるものとする。また、説明用のパワーポイントも適宜併せて作成する。

（2）参考資料について

- ①石川IC周辺交流拠点形成基本計画（R6年度計画）
(<https://www.city.uruma.lg.jp/1002003000/contents/p000030.html>)
- ②石川ゲートウェイ拠点形成基本計画（R5年度計画）
(<https://www.city.uruma.lg.jp/1002003000/contents/p000007.html>)
- ③うるま市石川地域まちづくり推進計画（R4年度計画）
(<https://www.city.uruma.lg.jp/1002003000/contents/29972.html>)
- ④第2次うるま市都市計画マスタープラン
(<https://www.city.uruma.lg.jp/1009001000/contents/1093.html>)
- ⑤第2次うるま市観光振興ビジョン改訂版
(<https://www.city.uruma.lg.jp/1007003000/contents/8729.html>)
- ⑥第2次うるま市産業振興計画
(<https://www.city.uruma.lg.jp/1007001000/contents/26387.html>)

⑦うるま市総合交通戦略

([https://www.city.uruma.lg.jp/1009001000/ contents/19240.html](https://www.city.uruma.lg.jp/1009001000/contents/19240.html))

⑧うるま市交通基本計画

([https://www.city.uruma.lg.jp/1009001000/ contents/16084.html](https://www.city.uruma.lg.jp/1009001000/contents/16084.html))